

平成26年版 消防白書の概要

総務課

はじめに

今後発生が予測される大規模災害への対応と消防防災体制の強化 ～東日本大震災の教訓を生かす～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万名、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟に被害が及んだ。

被災地の消防職団員は、地震発生直後から、自らの身の危険を顧みることなく避難誘導や防御活動に従事するなどして、津波によって300名近くにのぼる消防職団員が命を失ったが、その中でも、献身的に消防活動に当たり、多くの命を救った。

一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残した。

また、近年では、多くの被害が生じる自然災害や火災事故も全国各地で起きており、これらの災害も踏まえて、国土強靱化に資する取組の推進が求められている。

今後、消防庁としては、東日本大震災を含めた自然災害や火災事故における教訓をもとに、隊数の大幅増隊や車両の整備等による緊急消防援助隊の機能強化、消防団員の加入促進や消防団の装備の充実強化を通じた地域の防災力の充実強化、地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実、災害リスク情報の的確な提供の推進、有床診療所・病院火災対策の推進、石油コンビナート等における災害対策の推進など、消防防災体制の充実強化に努め、国民の命を守る消防防災行政を進めていくこととしている。

緊急消防援助隊の機能強化（特集1）

- 東日本大震災では、発災日から88日間にわたり、延べ約3万1,000隊、約11万人の緊急消防援助隊が消防・救助活動に尽力し、5,064名の人命を救助
- 切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害への対応を強化するため、車両・資機材の整備や訓練を通じ、運用を強化
- 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画」を平成26年度から平成30年度末までの第3期計画として改正し、緊急消防援助隊の機能強化を推進



緊急消防援助隊の救助活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）



被災地へ出動中の緊急消防援助隊（東日本大震災・岩手県大槌町）

南海トラフ地震、首都直下地震等に備えた大幅増隊

- ・東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠
- ・平成30年度末までの目標登録隊数をおおむね4,500隊規模からおおむね6,000隊規模に増強

- 災害時に迅速性が重要となる消火及び延焼防止活動、救助活動、救急搬送等の体制を充実強化するため、**消火・救助・救急の主要3小隊を合計1,100隊増強**
- 広域的な災害において、指揮支援隊の大幅な不足、都道府県大隊の複数地域に分かれての活動が想定されるため、**指揮支援隊を20隊、都道府県大隊指揮隊を50隊増強**
- 東日本大震災の経験を踏まえ、長期に及ぶ活動を想定した後方支援体制の確立が不可欠であることから、**後方支援の充実を図るため、後方支援小隊を160隊増強**

石油コンビナート災害に対応するためドラゴンハイパー・コマンドユニットの創設

- ・エネルギー・産業基盤で爆発・火災が発生した場合、周辺地域に危険を及ぼすだけでなく、我が国の国民生活に長期にわたって深刻な影響が発生
- ・エネルギー・産業基盤の災害を最小限に抑えるため、更なる消防力の強化が必要

- 特殊災害の対応に特化した、**エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）**を新設し、**全国12地域に配備予定**



エネルギー・産業基盤災害対応型
消防水利システム
(※写真は現時点のイメージ)

機動力の強化

- ・東日本大震災においては、部隊の集合や、部隊全体での移動時の給油や休息等に時間を要したという事例が発生
- ・南海トラフ地震等で発生が懸念される大規模な津波災害や、近年多発している土砂災害等において、浸水や土砂が堆積した悪路や通信が途絶した環境下において活動することを想定

- 初動対応をより迅速・的確にするため、大規模災害発生後、被災地に緊急・先遣的に出動し、特に緊急度の高い消火・救助・救急活動を展開するとともに、後続部隊の活動に資する情報収集・提供を行うことを任務とする**統合機動部隊**を新設
- 浸水地域で救助活動を効果的に行うための**津波・大規模風水害対策車両（小型水陸両用バギー等の救助資機材を積載）**や、がれき除去や道路の啓開などを行うための**重機及び重機搬送車を配備**

津波・大規模風水害対策車両



小型水陸両用バギー



後方支援体制の充実

- ・南海トラフ地震等では、緊急消防援助隊は東日本大震災以上に厳しい環境下で長期にわたり活動することを想定
- ・南海トラフ地震のような被災地が極めて広範囲にわたる災害では、部隊が陸路を使用して出動することや、部隊が使用する車両の燃料を確保することが困難となり、活動に支障を生じるおそれ

- 大型エアートtent、発動発電機、冷暖房機、寝具、トイレ、シャワー、情報通信機器等の資機材を積載し、100人規模の宿営が可能で、被災地での長期にわたる消防応援活動を支える拠点機能を形成するための特殊車両（拠点機能形成車両）を配備
- 消防防災施設整備費補助金の補助対象に救助活動等拠点施設を加え、救助隊が自律的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での拠点機能形成車両の活用状況（平成26年8月22日・広島市）（松山市消防局提供）

通信支援体制の整備

- ・東日本大震災の被災地域では、大規模な公衆通信の輻輳・途絶が見られ、緊急消防援助隊の情報収集・伝達や部隊運用に大きな影響、また、防災相互波が十分に活用されず、関係機関間のコミュニケーションに支障
- ・大規模災害現場では、厳しい通信環境下で多様な関係機関が活動することから、多種の通信回線を状況に応じて使い分けて、関係各所に必要な情報を伝達するなど、災害に強い多重的な通信の確保と有効活用が必要

- 災害に強い通信機能を保有し、被災地での通信確保のための支援活動を行う通信支援小隊を新設し、全国に50隊配備予定
- ヘリサットシステム、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システムの整備を推進

自衛隊、警察等との連携促進

- ・大規模災害の現場においてはマンパワーや資機材等の資源が限られていることから、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関がそれぞれの特性について相互理解を深め、人命救助に向けて連携することが重要

- 全国を6ブロックに分け、毎年各ブロックにおいて、連携した部隊輸送、道路啓開、防災相互波を活用した情報共有、現地合同指揮所の設置・運用による活動調整等の具体的な課題についての合同訓練を実施
- 平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、急峻な山道での体力の消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリコプターの支援により救助隊員の輸送を実施



現地合同指揮所における関係機関間の活動調整（緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練）

消防団等地域防災力の充実強化（特集 2）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

- ・ 消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます拡大
- ・ 消防団員数は、10年前の平成16年に比べ約5万人減少して約86万人となっており、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させることが必要

- 平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するため、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立

【法律における主な規定】

- ・ 地域防災力の充実強化に関する計画の策定
- ・ 全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化
- ・ 国及び地方公共団体による消防団への加入の促進
- ・ 公務員の兼職の特例
- ・ 事業者・大学等の協力
- ・ 消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化
- ・ 地域における防災体制の強化

【法律制定を受けた消防庁における取組状況】

（消防団充実強化対策本部の設置）

- ・ 庁内に「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを実施

（消防団への加入促進）

- ・ 平成25年11月8日及び平成26年4月25日の2度にわたり、総務大臣から各地方公共団体の長あてに、消防団入団促進に関する書簡を送付
- ・ 消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入を促進
- ・ 文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを依頼
- ・ 法の定めに基づき、国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令を制定するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を依頼
- ・ 消防団員数が相当数増加した団体等19の消防団に対し、平成26年6月24日に総務大臣から感謝状を授与

（消防団員の処遇の改善）

- ・ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を改正し、平成26年4月1日から、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）引上げ
- ・ 消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請



消防庁が交付する表示証
（ゴールドマーク）

(装備の充実強化)

- ・ 平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置を大幅に拡充
- ・ 平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を整備

(教育・訓練の充実・標準化)

- ・ 平成26年3月28日に「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として拡充強化

充実強化に向けた今後の取組

- ・ 第27次消防審議会では、諮問を受けて、平成26年7月3日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」を提出
- ・ 「国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべき」との答申

- 消防庁においては、中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていく方針
- 平成26年8月29日には、日本消防協会の主催により、民間事業者をはじめ、勤めている方、若者や女性など、国民各界各層の幅広い参加を得て、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催し、今後、各地域に展開されるよう施策を実施

【その他引き続き実施すべき施策】

- ・ 女性の入団推奨
- ・ 全国女性消防団員活性化大会の開催
- ・ 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施
- ・ 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開
- ・ 消防団活動のPR
- ・ 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入
- ・ 消防団員確保の支援体制の構築
- ・ 全国消防操法大会の開催



救命講習を行う女性消防団員



消防団員募集ポスター

最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応及びこれを踏まえた消防防災体制の整備（特集3）

伊豆大島の土砂災害を踏まえた危機管理体制及び訓練の充実

・平成25年10月11日に発生した台風第26号により、死者40名、行方不明者3名という甚大な被害が発生。特に東京都大島町においては、猛烈な雨が降り、大規模な土砂災害が発生

- 地元消防本部・消防団、都内応援の東京消防庁、緊急消防援助隊が一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、東京都知事からの応援要請を受けて1都4県の知事（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県）に対して長官が出動を求め、16日間にわたって延べ479隊、2,055人が活動
- 被災地が離島であったことから、緊急消防援助隊等の出動にあたり、航空自衛隊の輸送機の支援により、迅速に隊員、車両及び資機材を投入するなど、関係機関と連携して活動



緊急消防援助隊による夜間活動
(平成25年10月17日・大島町) (横浜市消防局提供)



C-1 輸送機から降りる消防車両
(平成25年10月19日・大島町)

- ・市町村の危機対応では、危機発生時に陣頭指揮をとることが求められる市町村長のリーダーシップが重要
- ・危機対応の経験がない職員は、研修を繰り返すことによって、危機意識や対応能力を高めていくことが重要
- ・危機が発生した時に適切な対応ができるには、実践的な訓練を定期的に行うことが重要

- 平成26年6月4日に、内閣府とともに、全国約190人の市長参加の下に「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催し、併せて、都道府県においても、市町村長を対象とした「都道府県防災・危機管理トップセミナー」を順次開催
- 都道府県及び市町村の危機管理担当職員等が防災・危機管理の基礎知識等を速やかに習得できるよう、平成26年度から、全国各地において、「防災・危機管理研修会」を開催
- 実践的な防災訓練の普及に向け、地方公共団体の行う防災訓練について、モデルとなる事例を地方公共団体等に対して情報提供を行い、防災訓練全体の底上げを図ることを目的とし、平成26年3月に「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成

広島市の土砂災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

・平成26年8月19日夜から翌20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、広島市内の複数箇所です砂災害がおきて、死者74名という甚大な被害が発生

- 地元消防本部・消防団、広島県内の消防本部からの応援隊、緊急消防援助隊が一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、広島県知事からの応援要請を受けて1府6県の知事（大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県）に対して長官が出動を求め、17日間にわたって延べ694隊、2,634人が活動
- 災害現場近くに設置された現地合同指揮所に関係機関が集まり、災害現場の情報を共有し、活動エリアの区割りなど活動方針を調整・決定するなど、関係機関と連携して活動



小型水陸両用バギーによる活動（平成26年8月29日・広島市）
（岡山市消防局提供）



重機による活動（平成26年8月27日・広島市）
（岡山市消防局提供）

・平成11年6月に広島市において発生した土砂災害を教訓に、土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が発生
 ・今回の災害では、夜間における避難勧告のあり方が課題となったことから、政府非常災害対策本部において「深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供」等に取り組むことについて決定

- 平成26年9月に、「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する」ことなど、ガイドラインにおける主な記載内容を改めて周知するとともに、判断基準がガイドラインに照らして不足、不備等ある場合は必要な見直しを行うよう地方公共団体に依頼
- 夜間や早朝を問わず住民に即時、確実に情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を組み合わせる必要があることから、緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備、Lアラート（災害情報共有システム）の活用推進などを実施
- 突発的局地的豪雨による土砂災害時に、防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どのような範囲でどう伝達すべきか検討するため、平成26年10月に「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を発足

御嶽山噴火災害への対応

・平成26年9月27日に御嶽山で水蒸気爆発による噴火がおき、死者57名、行方不明者6名という甚大な被害が発生

- 地元消防本部・消防団、長野・岐阜両県内の消防本部からの応援隊、緊急消防援助隊が一体となって、御嶽山山頂付近などにおいて救助活動を展開
- 緊急消防援助隊については、長野県知事からの応援要請を受けて1都5県の知事（東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県）に対して長官が出動を求め、21日間にわたって延べ1,049隊 4,332人が活動
- 標高3,000メートルという厳しい環境で、火山活動も継続している中での活動であり、さらに火山灰をかき分けながらの捜索であったため、活動中止・再開の基準の作成、火山ガス検知器や防毒マスクの携行等、隊員の安全管理や体調管理を徹底した上で活動を実施
- 自衛隊ヘリコプターによる山頂への隊員及び資機材の輸送、自衛隊や警察と活動エリアを区分けしての捜索等、関係機関と連携して活動



火山性ガス検知器



火山ガスを検知する救助隊
(平成26年9月28日・御嶽山黒沢口登山道)
(名古屋市消防局提供)



バスケット担架等を用いた搬送
(平成26年9月28日・御嶽山王滝口登山道)
(東京消防庁提供)

・火口周辺で多くの登山者が被災したことから、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が整理
・今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、緊急的に取組を実施。

- 政府全体における緊急の取組として、緊急調査の実施、常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等を実施
- 政府全体における中期的な取組として、避難施設の整備、救助体制の強化、火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進を実施
- 政府全体における継続的な取組として、火山災害に対する防災教育の推進、火山防災訓練の推進を実施



福岡市の有床診療所火災を踏まえた有床診療所・病院火災対策の推進

- ・平成25年10月11日、福岡県福岡市の有床診療所において、死者10名、負傷者5名という重大な人的被害を伴う火災が発生
- ・本火災においては、火災を発見した当直の職員が消防機関に通報していない、設置されていた消火器・屋内消火栓設備が使用されていないなど、初動対応等が不十分であったこと、防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が建物内に充満したことが、多数の死傷者を発生させた要因として指摘



- ICTを活用し、関係省庁間で情報を共有できる「有床診療所防火対策自主チェックシステム」(※)が、平成26年4月から運用を開始し、全国で利用が進んでいるが、更なる利活用の促進を図るほか、「有床診療所等における火災時の対応方針」による実践的な訓練の実施を推進し、防火管理体制の向上を図るなど、ソフト面の対策を実施
 - ※有床診療所の防火対策は、消防、建築、医療分野にまたがり、関係省庁が連携してサポートすることができる。
 - また、ICT技術を活用して自主チェックしたデータを関係省庁が共有することにより、効果的な対策を講じることができる。
 - これらのことから、消防庁のサーバーを活用してシステムを開発。
- ハード面の対策として、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、スプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づけることとし、設置基準の強化を主な内容として消防法施行令を一部改正（平成26年10月16日公布、平成28年4月1日施行）
- 医療部局、建築部局等の関係機関との情報の共有・連携を図るため、防火関係規定の不備を把握した行政機関から他の関係部局への情報共有を適切に実施し、その後の改善に的確に結びつけていくよう体制の構築を推進

最近の爆発事故等を踏まえた石油コンビナート等における災害対策の推進

- ・東日本大震災後においても、石油コンビナート等における特定事業所では爆発火災等の重大事故が発生し、一部では多数の死傷者が出るなど深刻な事故も発生
- ・平成26年1月に発生した三菱マテリアル(株)四日市工場における爆発火災事故を契機として、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う省庁が参加して連絡会議が設置され、重大事故の発生防止に向けて事業者及び業界団体に取り組むべき事項並びに関係機関が連携して取り組む事項等について平成26年5月に報告書を公表



- 厚生労働省及び経済産業省と連名で、関係業界団体に対し報告書に基づく取組を要請するとともに、各都道府県に対して石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるよう通知
- 報告書を踏まえ、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を設置し、事故情報や政策動向を共有するとともに、共同運営サイトを開設し、事故情報等を発信
- 「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき関係道府県が作成する石油コンビナート防災計画の見直しの促進を行うとともに、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊の体制整備、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施を推進
- 自衛防災組織等において、保有する消防車両の操作技能を上げていくことは、石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止の観点から、極めて重要であるため、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を実施



技能コンテストの様子

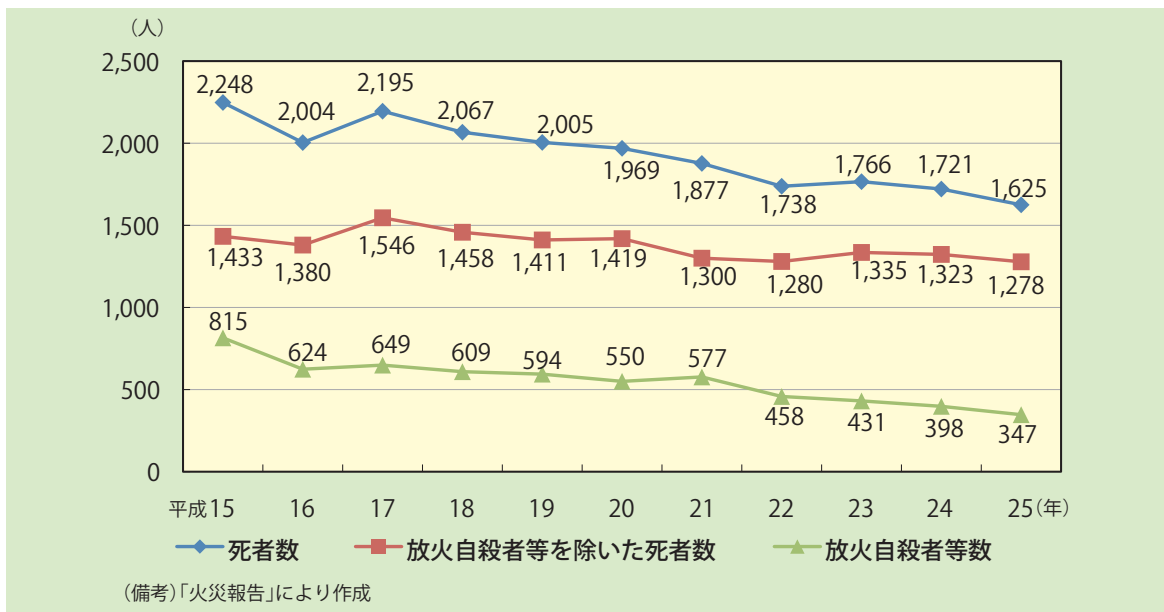
主な統計数値

火災の現況と最近の動向（第1章第1節）

○ この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向

- ・ 平成25年中の出火件数は4万8,095件、火災による死者数は1,625人
- ・ 出火件数については、前年増（3,906件増加）であるが、10年前の85.4%に減少
- ・ 火災による死者数については、前年減（96人減少）であり、10年前の72.3%に減少

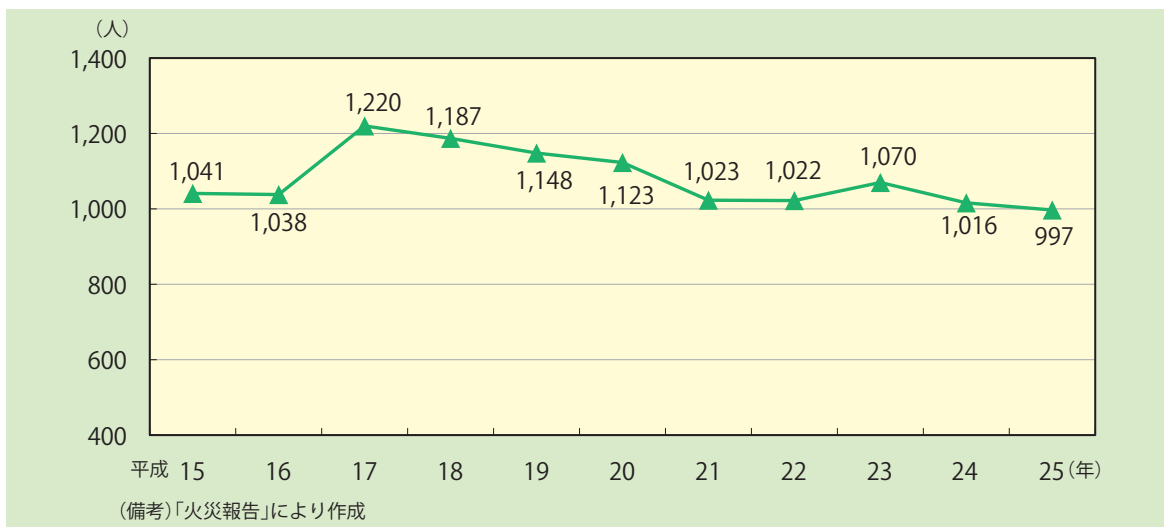
【火災による死者数の推移】



○ 平成25年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は997人

- ・ 前年と比べ19人減少、1,220人を記録した平成17年と比較すると223人の減少

【住宅火災による死者数の推移（放火自殺者等を除く。）】



- 建物火災が全火災の52.1%で最も高く、建物火災による死者数は1,254人
- 住宅用火災警報器の設置率は、79.6%（平成26年6月1日現在）
- 放火による火災は5,093件で、17年連続で出火原因の第1位



平成26年中の主な風水害（第1章第5節）

- **台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等**
 - ・ 台風の接近・通過に伴い沖縄本島地方で記録的な大雨になったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨が降り、浸水被害や土砂災害が発生
 - ・ 気象庁は、数十年に一度の強度の台風、数十年に一度の降雨量になると予想されたため、7月7日から9日にかけて沖縄県宮古島地方と沖縄本島地方に暴風、波浪、高潮、大雨の特別警報を発表
 - ・ 7月9日には長野県南木曾町で土石流が発生し、12歳の男子1人が死亡するなどの被害が発生
- **台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等**
 - ・ 台風第12号や南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本の広範囲で大雨となり、60万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令
 - ・ 台風第11号の影響で、西日本の太平洋側と東海地方を中心に1時間に80mm以上の猛烈な雨が降り、8月9日、三重県に対して大雨特別警報が発表され、約60万人を対象に避難指示が、約150万人を対象に避難勧告が発令
- **8月15日から8月26日にかけての大雨等（広島市における土砂災害を含む。）**
 - ・ 8月15日から17日にかけて、本州付近に前線が停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、8月16日と17日に降った雨の量が京都府福知山市、岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨
 - ・ 日本付近に前線が停滞し、暖かく非常に湿った空気が流れ込み、8月19日夜から20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、同市安佐北区及び安佐南区では8月20日未明に166箇所土砂災害がおき、多くの死者が出るなど甚大な被害が発生（詳細は特集3参照）
 - ・ 北海道礼文町では、8月23日から24日にかけて記録的大雨が降り、土砂災害が発生
- **台風第18号に伴う大雨**
 - ・ 10月6日午前8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸
 - ・ 台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本の太平洋側を中心に大雨となり、約360万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令
- **台風第19号に伴う大雨・暴風等**
 - ・ 10月13日午前8時半頃に鹿児島県枕崎市付近、同日午後2時半頃に高知県宿毛市付近、同日午後8時過ぎに大阪府泉佐野市付近にそれぞれ上陸
 - ・ 沖縄・奄美と西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に大雨や暴風

【平成26年中の主な風水害による被害状況】

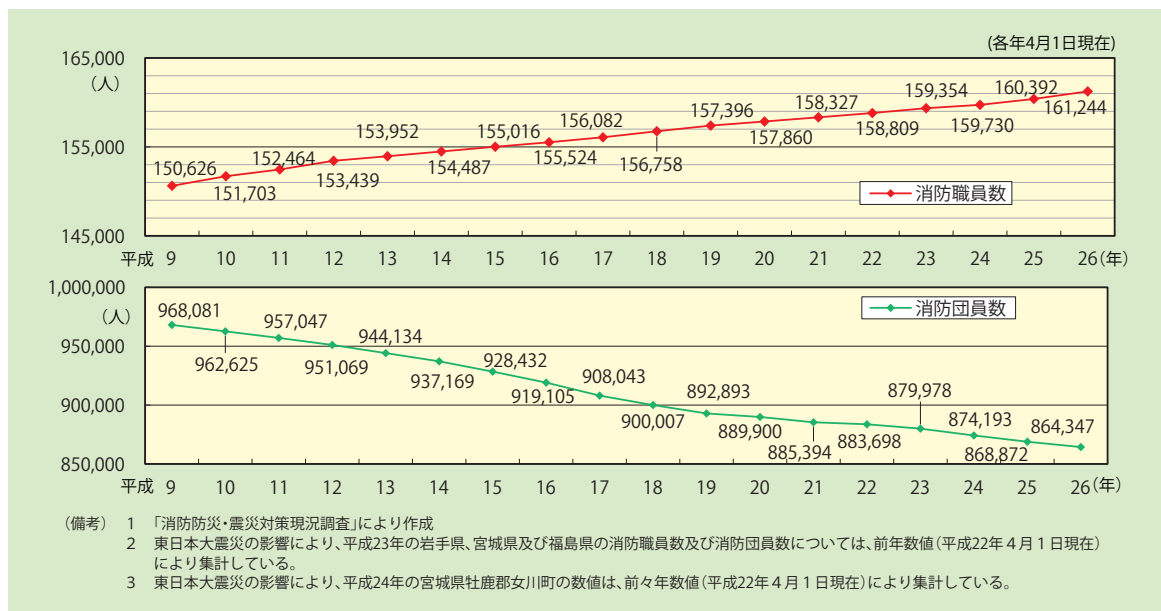
番号	災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					災害対策本部設置都道府県数
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
(1)	台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等	山形県・長野県・沖縄県	3	0	67	14	3	107	331	1,053	10
(2)	台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等	全国	6	0	92	14	162	857	1,648	5,163	15
(3)	ア 8月15日から8月26日にかけての大雨等	近畿・北海道	8	0	7	35	129	3,034	2,117	3,406	6
	イ 8月19日からの広島県における大雨等	広島市	74	0	44	174	187	143	1,168	3,097	1
(4)	台風第18号に伴う大雨等	東海・関東	6	1	72	2	4	251	671	1,869	4
(5)	台風第19号に伴う大雨・暴風等	全国	3	0	96	0	6	128	102	734	9

(備考) 1 「消防庁被害報」により作成
 2 気象庁は、7月30日から8月26日にかけての各地での大雨について、「平成26年8月豪雨」と命名（表番号（2）、（3）の災害が該当）
 3 広島市の土砂災害では、消防職員1人が再崩落した土砂に巻き込まれ死亡

消防の組織（平成26.4.1現在）の状況（第2章第1節）

- **消防本部**
 - ・ 752消防本部、1,703消防署が設置され、消防職員は16万1,244人
- **消防団**
 - ・ 消防団数は2,221団、団員数は86万4,347人であり、消防団はすべての市町村に設置

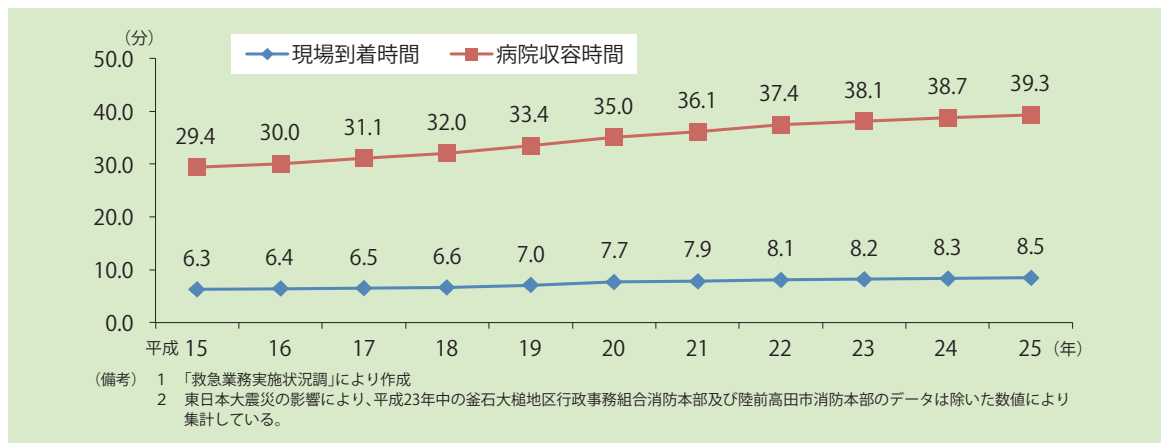
【消防職員数、消防団員数の推移】



救急業務の実施状況（第2章第5節）

- 救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成25年中は過去最高の590万9,367件で、10年前と比較して約22%増加
- 救急隊設置数は、平成26年4月1日現在、5,028隊(対前年比24隊増)で、10年前と比較して約7%の増加にとどまる
- 平成25年中の病院収容時間の平均は39.3分（10年前と比較し9.9分延伸）
- 平成25年中の現場到着時間の平均は8.5分（10年前と比較し2.2分延伸）

【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



問い合わせ先
 消防庁総務課 落合 TEL: 03-5253-7521